

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和元年11月1日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和元年11月1日

岐阜県知事 古田 肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）恵那複合商業施設Bゾーン

恵那市正家第二土地区画整理事業2街区51画地 外

2 意見の概要

恵那市長の意見

- ・騒音の対策について
- ・光害について
- ・防犯対策について